

## 恵下埋立地(仮称)整備事業に係る環境影響評価実施計画書について (答申)

当審査会は、平成20年12月16日に、市長から恵下埋立地(仮称)整備事業に係る環境影響評価実施計画書について諮問を受け、これまで現地視察及び2回の審査を行った。

この事業は、現在稼働中の玖谷埋立地の後継施設として、市民が日々排出するごみの焼却灰や不燃ごみ及び災害時に発生する緊急搬入ごみなどを、将来にわたって環境保全上支障なく、適正に処分するために最終処分場を整備しようとするものである。

また、事業予定地は、周囲を森林に囲まれた自然の豊かな谷あいに計画されており、県内では降水量の多い地帯である。

このような事業特性及び地域特性を踏まえ、この事業に係る環境影響評価を適切に実施し、その結果を環境保全措置等に適正に反映させるため、下記のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

### 1 全体的事項

- (1) 準備書には、施設構想や工事計画の検討段階において環境保全に関連して検討した内容やデータ等についても記載すること。
- (2) 準備書には、市民にわかりやすい用語、表現及び正式名称を用い、専門用語を用いる場合は、用語の解説を添付すること。
- (3) 事業を進めるにあたっては、住民に対し十分な説明を行うとともに、住民の疑問、意見には誠意をもって対応すること。

### 2 事業計画

- (1) 事業予定地は、降水量が多く、崩壊しやすい花崗岩や泥質岩を基盤とする谷あいに予定されていることから、造成や関連施設の構築に対しては防災対策に特に配慮する必要がある。このため、事業予定地及び周辺の集水域も対象に広範囲に調査を行い、十分な防災対策を検討すること。
- (2) 豪雨時の集水、排水対策を十分検討するとともに、準備書には雨水、浸出水等系統毎に分かりやすく記載すること。
- (3) 埋立地辺縁部に設けられる雨水側溝については、転落した動物の脱出に配慮した構造とするなど、周辺に生息する生物への影響をできる限り低減する適切な措置を検討すること。
- (4) 埋立期間中に市民のための跡地利用を計画する場合には、環境保全上の措置について検討すること。

### 3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

#### (1) 共通事項

ア 事業の実施により変化することが想定される環境要素については、将来の環境の状況と比較できるように、あらかじめ十分な調査を行い、必要なデータを収集しておくこと。

イ 準備書には、単に予測の結果を記載するだけでなく、予測の際に設定した環境影響の発生源のデータについても併せて記載すること。

#### (2) 大気質、騒音及び振動について

ア 工事用資材等の搬出入及び埋立ごみ運搬車両の走行に伴う大気質、騒音、振動の予測、評価にあたっては、現況を十分に把握した上で、生活環境保全上最も支障が生じるおそれのある地点を選定して予測評価し、必要に応じ適切な環境保全措置を検討すること。

イ 環境影響を受ける範囲であると認められる地域として記載された地域以外においても、工事用車両等の走行に伴う影響について配慮し、地域の住民に十分説明するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。

#### (3) 水質、地下水汚染及び土壌汚染について

土壌については、本事業は地盤を改変する面積も広く、また発生する掘削土砂を覆土として利用する計画であることから、土壌中の重金属類等について必要な調査を行い、現状を十分に把握すること。

そして、河川や地下水の汚染、土壌汚染が発生しないよう、あらかじめ十分対処の方法を検討すること。

#### (4) 動物、植物について

事業予定地及びその周辺には、貴重な動物、植物が生息生育し、生物に関する重要な研究の場であることから、動物、植物の生息生育状況調査を行う際には、既存の研究資料等も参考に、事業計画地の周辺地域も含めて十分な調査を行うこと。そして、開発により生息生育環境が失われる貴重な動物、植物については、必要な環境保全措置を検討すること。